

第5章

国民の理解の増進と
配慮・協力の確保への取組

第2部

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号232】

文部科学省においては、平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、それぞれ「特別の教科 道徳」が全面実施されたことを踏まえ、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような指導の充実を図っている。

また、警察庁が公開している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ウェブサイト（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322248.htm）において紹介している。

さらに、生命及び自然を尊重する精神等を養うことを念頭に、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中学校、高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動を支援している。

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

【施策番号233】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定。23年4月1日一部変更）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業を実施している。

また、都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた人権教育担当指導主事連絡協議会を開催するとともに、独立行政法人教職員支援機構において人権教育指導者養成研修を実施している。

社会教育については、中核的な役割を担う

社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象とした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

【施策番号234】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して学校・教育委員会等に配布するとともに、警察と連携し、同資料を活用して非行防止教室を開催するなど、犯罪被害者等に関する学習の充実を図っている。

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号235】

文部科学省においては、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の開催をはじめ、子供への暴力抑止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

【施策番号236】

文部科学省においては、各地域で実施している生命の尊さや大切さを実感させる意義等を学ぶための保護者向けプログラムを含め、家庭教育に関する情報を、文部科学省ウェブサイト「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」（<https://katei.mext.go.jp/index.html>）を通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の取組を推進している。

(6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施 【施策番号237】

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を平成20年度から開催し、犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養に努めており、令和元年度は全国で計1,199回開催した。

また、同教室の効果の向上を図るとともに、犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、平成23年度から作文コンクールを開催し、生命を大切にする意識や規範意識の醸成に努めている（警察庁ウェブサイト「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/sakubun/index.html>）（P107トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

さらに、あらゆる機会を利用して、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を開催したり、大学生を対象とした犯罪被害者等支援に関する講義を行ったりし、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図っている。

講演会「命の大切さを学ぶ教室」



(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号238】

法務省においては、法律専門家ではない一

般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値（個人の尊重、自由、平等）を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進しており、以下をはじめ様々な取組を行っている。

法教育の普及・啓発に向けた取組としては、学校における学習指導要領を踏まえた法教育の実践の在り方や、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について、多角的な観点から検討を行うため、法教育推進協議会を開催している。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小・中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、同教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開したり、教員向け法教育セミナーを企画・実施したりするなどしている。

さらに、学校等に法教育に関する情報を提供することによって法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布するとともに、学校や各種団体からの要請に応じて法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童生徒及び一般の人々に対して法的なものの考え方等を説明する法教育の授業を実施している。

加えて、令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、消費者被害の予防に資するよう、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けのリーフレットを作成し、全国の高等学校、教育委員会等に配布している。

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

【施策番号239】

P107トピックス「犯罪被害者週間」参照

トピックス

犯罪被害者週間

第3次基本計画においては、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」が重点課題の一つとして掲げられ、「様々な機会を通じて、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等についての国民の理解や共感を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組を行わなければならない」とされている。

このため、警察庁においては、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、当該週間に合わせて、広報啓発活動を集中的に実施することとしている。

令和2年中は、11月27日に中央イベント（東京都）を、同月18日（長崎県）及び12月1日（岐阜県）に地方公共団体等との共催による地方大会を、それぞれ開催した。各イベントの開催状況については、動画配信サービスによるライブ配信を行った。

犯罪被害者週間のポスター



【中央イベント】

中央イベントでは、「犯罪被害者等支援に関する標語」の最優秀賞受賞者及び「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の優秀作品賞受賞者の表彰式、基調講演、パネルディスカッション等を行った。

表彰式の様子
(犯罪被害者等支援に関する標語)



表彰式の様子(「大切な命を守る」
全国中学・高校生作文コンクール)



高田香氏による基調講演



基調講演では、犯罪被害者遺族の高田香氏による「長男を亡くした事故から4年～朝顔に交通安全の願いを込めて～」と題した講演が行われ、長男を亡くした事故の当日から刑事裁判までの状況、現在までの回復状況や多くの支援者から元気をもらった経験、自身が継続している朝顔の花を交通安全のシンボルとする活動について語られ、優しさあふれる社会への願いが訴えられた。

パネルディスカッションでは、「社会全体で犯罪被害者等を支えていくために～身近な窓口や条例による支援の充実について～」をテーマに、コーディネーターとして齋藤梓氏（目白大学心理学部専任講師、都民センター臨床心理士／公認心理師）を、パネリストとして高田香氏（基調講演者）、小川大輔氏（埼玉県県民生活部防犯・交通安全課防犯・犯罪被害者支援担当主幹）及び阿久津照美氏（都民センター相談支援室長）を迎え、地方公共団体の総合的対応窓口における支援の充実や関係機関・団体との連携による支援の在り方等について議論が行われた。

【長崎大会】

長崎大会は、警察庁、長崎県、長崎県警察及び公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターが共催した。

長崎県警察音楽隊による
オープニング前川希帆氏及び中村明夫氏に
よる基調講演

パネルディスカッションの様子



基調講演では、前川希帆氏（交通事故被害者、長崎県立口加高等学校講師）及び中村明夫氏（前川氏の恩師、長崎県立佐世保東翔高等学校教諭）による「夢があるから頑張れる！～共に夢見る絆の力～」と題した対話形式の講演が行われ、前川氏が交通事故後、家族や恩師、仲間の支えにより、音楽家になる夢を諦めず頑張ることができている現状等について語られた。

パネルディスカッションでは、「身近にある被害の落とし穴～人間関係上のトラブルの社会化と相談先～」をテーマに、コーディネーターとして前田和明氏（公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター理事長）を、パネリストとして前川希帆氏（基調講演者）、中村明夫氏（基調講演者）、飯田直樹氏（長崎県弁護士会弁護士）及び岩木浩氏（長崎県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室長）を迎え、犯罪被害者等の思い、地方公共団体における犯罪被害者等支援の在り方等について議論が行われた。

【岐阜大会】

岐阜大会は、警察庁、岐阜県、岐阜県警察及び公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターが共催した。

岐阜県知事による挨拶



安田貴彦氏による基調講演



パネルディスカッションの様子



基調講演では、安田貴彦氏（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク顧問、京都大学大学院総合生存学館特任教授、元警察大学校長）による「県民みんなで被害者を支えるために」と題した講演が行われ、犯罪被害者等支援制度の整備の経緯や地方公共団体における犯罪被害者等支援条例の制定の重要性等について語られた。

パネルディスカッションでは、「よりよい犯罪被害者支援のために～犯罪被害にあわれた方にあなたができること～」をテーマに、コーディネーターとして大野正博氏（朝日大学法学部長・大学院法学研究科長）を、パネリストとして安田貴彦氏（基調講演者）、鈴木雅雄氏（公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター理事長、弁護士）及び松井克幸氏（公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター理事、犯罪被害者遺族）を迎え、地方公共団体における犯罪被害者等支援条例の制定の必要性等について議論が行われた。

(9) 犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施**【施策番号240】**

警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、都道府県の臨床心理士会、社会福祉士会、教育委員会、法テラス等に広報啓発ポスターや啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛けるなどして、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っている。

警察庁においては、犯罪被害者等支援について考える機会を国民に提供し、その理解の増進を図るため、犯罪被害者等支援に関する標語を募集している。令和2年度は、5,669件の応募の中から、愛媛県の愛媛大学教育学部附属中学校2年生大本帆夏さんの作品「小さな勇気 きっとだれかの 大きな支え」を最優秀賞に選出した。同標語については、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者等支援を国民に広く浸透させるためのツールとして活用している（P107トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

(10) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施**【施策番号241】****令和2年度犯罪被害者等支援に関する標語****(11) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進****【施策番号242】**

P94 【施策番号209】 参照

(13) 若年層に対する広報・啓発**【施策番号244】**

内閣府においては、若年層に対して効果的な予防啓発を行い、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止するため、若年層に対して教育・啓発を行う教職員、予防啓発事業を担当する地方公共団体の職員、予防啓発事業を実施する民間団体の職員等を対象とする研修を実施している。令和2年度は、オンライン研修教材を開発し、地方公共団体の職員等に提供した。

(12) 犯罪被害者支援のための情報提供**【施策番号243】**

内閣府においては、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援に役立つ法令、制度及び関係機関に関する情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html）を通じて提供している。

また、若年層の女性に対する性暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題やJKビジネス問題等については、被害事例、相談窓口等に関する情報を、内閣府ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html）を通じて提供している。

(14) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施**【施策番号245】**

ア 内閣に置かれている男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力

をなくす運動」を実施している。内閣府においては、同期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係機関・団体と連携・協力し、女性に対する暴力に関する意識啓発等の取組を一層強化している。令和2年度は、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリーを紫色にライトアップしたほか、全国の

施設においてもライトアップが実施された。

また、若年層の女性に対する性暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題やJKビジネス問題等については、毎年4月を「被害防止月間」と位置付けており、同年度も、同月間中、これらの問題等について集中的な広報啓発活動を実施した。

パープルライトアップ



提供：内閣府

アダルトビデオ出演強要・JKビジネス等被害防止月間のポスター



提供：内閣府

【施策番号246】

イ 内閣府においては、春の全国交通安全運動（2年4月6日から同月15日まで）では「子供を始めとする歩行者の安全の確保」、「高齢運転者等の安全運転の励行」等を、秋の全国交通安全運動（同年9月21日から同月30日まで）では「子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保」等を、それぞれ運動重点として掲げ、交通事故被害者等の心情に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを国民に訴えた。

【施策番号247】

ウ 法務省の人権擁護機関においては、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、人権週間（毎年12月4日から同月10日まで）

全国交通安全運動のポスター



内閣府

提供：内閣府

等の様々な機会を通じ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施している。

人権週間のポスター



提供：法務省

【施策番号248】

エ 厚生労働省においては、平成16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。同月間中は、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等と連携・

児童虐待防止に関するポスター



提供：厚生労働省

協力し、集中的な広報啓発活動を実施している。令和2年度は、「189（いちばやく）知らせて守る こどもの未来」を同月間の標語として選出し、広報啓発用ポスター・リーフレット等に掲載したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム（オンライン）」の開催、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることについて広報啓発活動を実施した。

(15) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号249】

ア P101【施策番号228】参照

【施策番号250】

イ 警察庁においては、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、討論会、各種会合における講話等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者支援団体等による犯罪被害者等支援について広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導している。

【施策番号251】

ウ 警察庁においては、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成・配布、警

パンフレット
「警察による犯罪被害者支援」



トピックス

犯罪被害者支援教育アプリ「こころちゃん」

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、「全国どこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」の実現を目標に活動しています。令和2年度は、ネットワーク中期計画で定めた目標の「若い世代の犯罪被害者支援活動についての認知促進」、「一般国民の犯罪被害者支援についての認知促進」に則り、犯罪被害者支援教育アプリ「こころちゃん」をリリースしました。

このアプリは、事件や事故の被害（犯罪被害）に遭った時に知っておくと役立つ基礎知識や犯罪被害者支援にかかわる関係機関の情報を掲載するとともに、アニメーションや被害者ご本人、ご遺族、ご家族、ごきょうだいの手記の朗読（字幕付き）コンテンツを設け、幅広い年齢層の方に「まず関心を持ってもらうこと」を目指しました。

アプリの制作にあたっては、

- ・犯罪被害者支援に馴染みのない人でも興味を引かれること
- ・子どもでも理解することが容易なコンテンツを入れること
- ・専門用語をできるだけ排除し、一般的な語句を使用することで、専門知識がなくても理解できるようにすること
- ・読むことにストレスを感じない文字量にすること
- ・教育現場や研修等で利用できる内容にすること
- ・全世代に好意的に受け入れられるデザインにすること

を考慮し、構成しました。

ぜひ、多くの皆様にこのアプリを活用いただき、事件や事故の被害に遭われた被害者の方等への心ある理解と、犯罪被害者支援活動の認知促進が図られることを期待しております。

【アプリ「こころちゃん」紹介】

・「話してみようよ」

知っておきたい犯罪被害のおはなしをアニメーションでわかりやすくお届けします

・被害にあった時は

事件、事故の被害にあったら…子ども 大人 保護者・先生向けに3つのカテゴリーにわけて学べるコンテンツです

・被害者の声を聞く

事件や事故の被害にあわれたご本人、ご家族が書かれた手記を朗読（字幕付き）でお届けします
（声優：四宮豪・黒田真奈美）

・支える人を知る

事件や事故の被害にあわれた方のお手伝い（支援）をする相談員の手記を紹介しています



学んで役立つ犯罪被害者支援教育アプリ「こころちゃん」は以下からダウンロードできます（無料）。



察による犯罪被害者等施策の掲載 (<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>) 等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解の増進に努めている。

【施策番号252】

エ 警察庁においては、ウェブサイト (https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/) に政府による子供の性被害防止対策の内容を掲載するなどして、子供の犯罪被害の防止等に向けた情報提供を行っている。

(16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

【施策番号253】

警察庁においては、犯罪被害者等や犯罪被害者等の支援に精通した有識者を招き、関係府省庁や地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その内容について、ウェブサイト等で国民に情報提供を行っている（これまでに開催した講演会の内容については、警察庁ウェ

ブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/joho/event/event.html#sesakukouenkai>)を参照)。

(17) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進
【施策番号254】

関係府省庁においては、犯罪被害者等に関する調査研究を実施するとともに、公表が相当と認められる場合には、その結果を、犯罪被害者等が置かれている状況への国民の理解の増進を図るための広報啓発活動に活用するよう努めている。

警察庁においては、調査結果の二次利用に資するよう、調査研究の報告書等を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/report.html>)に掲載している(世論調査の実施状況については、P96【施策番号210】参照)。

(18) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護
【施策番号255】

P52【施策番号84】参照

(19) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号256】

都道府県警察においては、犯罪の発生状況や不審者の情報等の防犯情報をウェブサイトに掲載するとともに、ウェブサイトの防犯情報コーナーにアクセスしやすくなるよう、トップページにリンクを掲載するなどの工夫を行っている。

また、防犯対策に係る冊子、チラシ及び動画をウェブサイトに掲載している。

さらに、あらかじめ登録した住民に対して犯罪の発生状況や声掛け事案等の不審者情報等を電子メールで発信したり、防災行政無線、SNS、地元テレビ、ラジオ、新聞の折込チラ

シ等を活用して情報提供を行ったりしている。

なお、これらの情報提供に当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

(20) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

【施策番号257】

ア 警察においては、交通事故被害者等の実態や交通事故の悲惨さ等に関する国民の理解の増進を図るため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布や交通安全の集い等における交通事故被害者等による講演を実施している。令和2年中は、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等を約103万部配布するとともに、交通事故被害者等による講演会等を190回開催した。

【施策番号258】

イ 都道府県公安委員会においては、運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するとともに、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

交通事故被害者等の手記



(21) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号259】

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての国民の理解の増進を図るため、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/toukeihyo.html>）等で公表し、その実態等を周知している。

(22) 交通事故統計データの充実

【施策番号260】

ア 内閣府においては、交通安全白書に、厚生統計の死者数（交通事故発生後1年以内の死者数）を含め、交通事故発生件数・交通事故による死者数、負傷者数及び負傷者数の重傷・軽傷の内訳を掲載している。

【施策番号261】

イ 警察庁においては、交通事故被害者に関する統計として、犯罪被害者白書に交通事故発生状況及び交通事故死者数の推移を掲載するなど、掲載内容の充実を図っている（P262基礎資料13、14参照）。

コラム
5

犯罪被害者遺族の声

警察庁が主催する事業において実施した、これまでの講演の記録から抜粋した。
なお、講演者のプライバシー保護等の観点から、内容に影響のない範囲で修正を加えている。

【講演】

「最愛の息子を失って」

傷害致死事件被害者御遺族

はじめまして。ただいま紹介がありましたとおり、私は長男を傷害致死という犯罪で失いました。私は人前で話すことも苦手ですし、上手な話はできませんが、今日は私の最愛の息子の話をしたいと思います。

事件が起きたのは、今から10年以上前の4月のある日のことです。亡くなった息子は、3人きょうだいの長男で、このとき中学を卒業したばかりの春休み中であり、入学する高校も決まり、親子でほっとしているときでした。その日の夜、長男は中学の先輩などに呼び出され、通っていた中学校のグラウンドや母校である小学校のグラウンドで一方向的に殴られたり蹴られたりして、そのまま意識が戻ることなく死んでしまったのです。

なぜこんな事件が起きてしまったのか、なぜ長男が殺されなければならなかったのかということですが、警察や検事さんからの説明によると、加害者たちは卒業アルバムの長男の顔つきが生意気だと、勝手な理由をつけて長男を暴力の対象にしたとのことでした。そして長男を中学校のグラウンドに呼び出すと、加害者たちはすさまじい勢いで長男に暴行を加え始めたのです。そのあと、人目につきやすいという理由から、ふらふらになっている長男を連れて近くの小学校のグラウンドに移動し、さらに殴り続け、加害者たちは1時間以上にわたって長男に暴力をふるい続けました。私はもっと詳しい事件の内容が知りたい、もっと長男のことが知りたいと思い、家庭裁判所で加害者たちが話した内容を文章にまとめた書類である供述調書を読ませてもらいました。そこに書かれている長男への暴力の内容は想像を絶するもので、その場面が目には浮かんでしまい、涙があふれ、長男のつらさを思うと切なくて、結局最後まで読むことはできませんでした。

長男が暴力の対象にされたきっかけは、卒業アルバムの写真が生意気だったからとのことでしたが、それはクラス写真ではなく、部活動ごとに写した写真のことでした。ユニフォームを持っていない部員がいたため、長男のいる部だけが全員学生服姿で写っていましたが、長男は別に生意気な格好をしたり、髪を染めているなどの特別な写り方をしていたわけではなく、少し格好つけた感じにすました顔で写っているだけで、私から見れば別に変わったところのない、普通の写真なのです。なぜこの写真が暴力の理由になるのかいまだに理解はできませんが、加害者たちは逮捕されたあとに、「殴るのは誰でも良かった。ただ暴行を楽しみたかった」と言っていたことを検事さんから聞きました。結局写真のことなんて理由でも何でもなく、誰でも良かったのです。

この事件の日、春休みということもあって長男の友達の一人が家に遊びに来ていました。そして夜になると、長男たちは友達の家に行くと言って家を出たのです。既にこのときには、加害者たちに呼び出されていて、結局友達の家に行くというのはうそでした。後から分かった話ですが、加害者たちは携帯電話を持っていなかった長男を呼び出すために、長男の友達の携帯電話に何度も呼び出しの電話がかかってきており、呼び出しに応じれば暴行されることが分かっていたので、最初は居留守を使っていたそうですが、誰よりも責任感が強く、間違ったことが嫌いだった長男は「逃げ回るのは我慢できない、これで終わりにしたいからボコられてくる」と覚悟を決めて呼び出し場所に向かったのです。

こんな話をすると、長男はいつでも夜中に遊びに出ていたというふうに感じられるかもしれませんが、それは違います。長男はそれまで外泊をしたことがないのは当たり前ですが、夜中に遊びに出るということは一度もありませんでした。ですから、この日遅くなってから友達の家に行くと言ったとき止めれば良かったのですが、春休みで友達が遊びに来ていたこと、高校進学が決まり、今が一番楽しいときであること、遊びに行くのは近所の友達の家であることなどの理由から、この日に限って私の考えも緩んでしまい、「今日くらいはいいかな」と心の奥で思ってしまったのです。だからといって夜中に出かける子供に、笑って「いってらっしゃい」と送ることはできなかったのも、心では出かけることを許しつつも、口では「何でこんな時間に出かけるの」と怒りながら玄関から出る長男を見送ると、すぐに家から閉め出すかのようにガチャンと玄関の鍵をかけてしまったのです。

私はこのとき、長男が加害者たちに呼び出されていたことなど全然知らなかったのも、長男が玄関を出るとき、どれだけの恐怖で、どれだけの勇気で、そしてどんな気持ちでいたのかさえ分からず、ただ夜中に出かけることを怒り、わざと聞こえるように鍵をかけてしまいました。長男にはその鍵の音が聞こえたのだろうか、長男はこのとき本当は母である私に助けを求めたかったのに、この鍵の音でその気持ちを遮ってしまったのだろうかと思うと、鍵をかけて閉め出したことを後悔するばかりです。今でも玄関に鍵をかけるときはこのときの感覚を思い出しますし、あのとき出かける長男を止めていればと、つらく悔しい気持ちがよみがえります。

長男が家を出てからちょうど1時間半くらいたったころ、長男と一緒に出かけた友達の母親から、「●●（長男）が大変」という連絡をもらいました。何が大変なのかも分からないまま、急いで現場となった小学校のグラウンドに行きました。グラウンドに着くと、長男はぐったりと地面に横たわっていて、名前を呼んでも何の反応もなく、私は何が起こったのか全然分からず、「どうしてこんなことに」と思うばかりでした。ただ、このときは長男の意識はなかったものの、顔が腫れていたり、大量の血が流れていたりということは全くなかったのも、長男が死ぬなんて思いもしませんでした。でも、そのあと救急車が到着し、救急隊員が慌ただしく処置を始めたところ、瞳孔が散大していて危険な状態であるということを聞かされ、どんどん不安な気持ちになっていったのです。

病院に運ばれた長男は、救急隊員が言っていたとおり、いつ死んでもおかしくない、非常に危険な状態でした。わずかな望みをかけて頭の骨を外し、中にたまっている血を抜く手術をしましたが、脳の腫れがいつまでもひかず、ずっと頭蓋骨を外したままの状態でしたし、長男は目を開けること

も、話すことも、一人で呼吸することもなく、ずっと意識が戻ることはありませんでした。そんな中でも長男は生きることをあきらめることはなく、危険な状態になっても私たちが必死に声をかけると、それにこたえるかのように持ち直しました。ベッドで横たわっている長男の手を握りしめながら、「絶対に大丈夫、元気になって家に帰ろうね、奇跡を起こしてみんなを驚かそう」などと励まし続けると、意識がないにも関わらず、大粒の涙を流してそれにこたえてくれました。

また、事件直後から、自宅や事件現場となった学校の周りにはテレビやカメラなどマスコミ関係者が押しかけて、普段静かな住宅街が騒然としていたそうです。そんな中、学校では先生たちが家から出ないようにと指導していたとのことでしたが、長男の友達はみんなで近所の公民館に集まり、長男の回復を願って千羽鶴を折ってくれたのでした。長男が病院に運ばれた次の日には祈りを込めて折った千羽鶴がなんと5,000羽も届きました。その千羽鶴には励ましの言葉や手紙が添えられていて、友達一人一人の長男を思う温かい気持ちが伝わってきて、本当にうれしかったです。長男の意識が戻ってその千羽鶴を見たらどんなに喜ぶだろうと思っていました。しかし、そんな家族や友達の願いが届くことはなく、事件から7日後、暴行による硬膜下血腫が原因で長男はたった15歳という短い生涯を閉じました。

長男は息を引き取るとき、意識はないはずなのに私の手をグューッと握りしめたのです。それはまだ死にたくないと言いたかったのか、加害者たちを許さないと言いたかったのかは分かりませんが、病院での7日間で顔の傷や腫れもきれいに治り、本当に安心した、笑っているような顔で息を引き取った長男を見ると、まるで15年間ありがとうと伝えてくれているようでした。

この亡くなった日は、ちょうど長男が入学するはずだった高校の入学式の日でした。その年は珍しく桜の花が例年より早く咲き始め、この頃には満開になっていました。長男も高校生になることを本当に楽しみにしていたので、その満開の桜の下、たくさんの友達と一緒に笑顔で希望の一步を踏み出すはずでした。しかし、用意した新しい制服には一度も袖を通すことなく、亡くなってしまったのです。何も悪いことをしていない長男が加害者たちにどんなに謝っても許してもらえず、「勘弁してください」と何度も言いながら、たった一人で痛みや恐怖に耐えながら意識がなくなっていったのかと思うと、本当にいたたまれなく切ない気持ちになるばかりです。

今お話ししたのが長男の事件の内容ですが、このような事件や事故について毎日のようにテレビや新聞で報道されていますが、皆さんはそんなニュースを見てどんなことを感じているでしょうか。その被害者や家族がどんな苦しみや悲しみを抱えているか、その後どんな生活を送っているか、考えたことがありますか。事件の発生と長男が死んでしまったことは私たちにとって最大の悲しみでしたが、そのあと私たちの本当のつらさが始まったのです。

最初に訪れたのは司法解剖というものです。これは事件などで死亡した場合に、その原因をはっきりさせるために、体や頭を切り開いて中の状態を調べるものです。私は長男が亡くなったあと、1秒でも早く自宅に連れて帰りたいと思っていましたが、警察の人にこの司法解剖の実施をお願いされました。夫も私も、まだ長男が死んだということも受け入れられない状態でしたし、たくさん痛い思いをして苦しんだ長男の体にさらにメスを入れることに抵抗があり、司法解剖を拒否しましたが、「これはもう話せない●●君がどれだけ苦しんだか、どんな被害を受けたかを訴える唯一の方法です」と説明を受け、加害者の暴力行為を証明するために、この司法解剖を受け入れたのです。それでも長男の体にメスを入れるという決断は、親にとって非常に苦しいものでした。

次に訪れたのは、事件後に流れたテレビや新聞などの報道についてです。加害者たちは人を殺しても少年だからという理由で守られ、全てが明かされることはありません。でも、被害者の方は毎日何度も名前や顔写真がテレビや新聞に報道されるのです。長男の写真も事件発生後すぐにテレビで放送されたり、新聞に載ったりしました。また、近所に事実無根のうわさが流れたり、新聞等の報道で真実とは違ったことが伝えられたりして、周りにもこちらの思いは伝わらず、長男の方にも

問題があったのではないかなという心ない言葉をかけられて、つらい思いもしました。

そのあと訪れたのは、だんだんと被害状況が分かってきたことで味わうつらさでした。長男が亡くなって3か月たった頃から始まった加害者に対する裁判で、長男がどれほどひどく殴られ蹴られたのか見えてきました。全く抵抗することのない長男に対し、加害者たちはまるでゲーム感覚で暴行を楽しんだと確信しました。裁判で初めて加害者たちを目にしましたが、本当に悔しくて、悔しくて、何度も「●●を返して」と叫びそうになりました。

そして私たち家族に訪れたのは、長男がいないという現実でした。時は傷を癒すという言葉がありますが、癒しきれない悲しみがあることを初めて知りました。みんなそうだと思いますが、どんなに嫌なことがあっても時間がたてば、あのときは嫌だったな、そんなこともあったかなと感じると思います。でも長男を失った悲しみはそんなものではありませんでした。時間がたてばたつほど長男がいないという現実が突き付けられ、どんどん悲しみが深くなり、やり場のない怒りや悲しみの頭がおかしくなりそうでした。長男はもう好きな物も食べられないと思うと、自分だけ食べることに罪悪感がわき、食事をする気にもなれませんでしたし、何を見ても、何をしていても長男のことが頭から離れず、何もする気になれず、心にぽっかりと空いた穴だけが残りました。

また、事件のあと、長男の夢をよく見るようになりました。長男の怪我が治って歩けるようになり喜んでる夢や、長男が元気になってカレーライスやラーメンをおいしそうに食べている夢をよく見ました。夢の中で長男はうれしそうに笑っていて、みんなで良かった良かったと喜んでるのです。目が覚めてもしばらくは記憶が混乱して、良かった、うれしいという気持ちが続くのですが、だんだんと現実に戻っていき、夢だったと気付くと、今まで以上に長男のいないことがつきつけられ、涙が止まらなくなりました。

長男には、当時中学1年生の妹と小学4年生の弟がいました。妹である長女は新しく中学校に入学したばかりであり、本来なら1日も早く新しい生活に慣れるように環境を整えるときだったと思います。でも、娘のことを気にかけるほど気持ちに余裕はありませんでした。弟である次男については、男の子というだけで私は長男の身代わりのように思っていました。今から考えると長男と次男は別の人間であり、顔も性格も全く違うのだから長男の代わりになどなれないのは当然のことなのですが、少しずつ成長していく次男の姿に長男を重ね合わせ、早く長男のように大きくなって、思っていました。さらに、外出したときには長男がいつも中学校の学生服を着ていたこともあり、学生服姿の男の子を見つけると自然に目で追ってしまい、いるはずのない長男の姿を探していました。そして長男に感じが似ていると、うちの子にならないかと何度も言いそうになったものでした。冷静になると私は何をやってたのだらうと思うような話なのですが、それほど私は長男の存在を求めていたのです。

こんな長男は私にとっての最愛の息子でした。我が家の長男として生まれ、小さいときからうれしいことや楽しいことがあると体全体で表現する、元気で明るい子供でした。仮面ライダーやウルトラマンなどの正義の味方が大好きで、変身ごっこをしたり戦いごっこをしたりしていました。元気いっぱい動き回っていた長男でしたが、3歳の頃からぜん息になり、2週間おきに発作を繰り返して夜中に病院に駆け込むこともしょっちゅうでした。早く大きくなれ、早く丈夫になれと祈るように育て、長男は感情豊かな明るい子供に育っていきました。中学校に通う頃には心も体も丈夫になり、だんだんと頼もしくなっていくのがとてもうれしくて、長男の成長は私の生きがいとなっていました。そんな長男は私の希望であり、自慢の息子でした。

私なりに頑張って長男を育ててきたつもりでしたが、結局長男が一番悩んでいるときに、一番苦しんでいるときに、母親として気付いてあげることができませんでした。長男を守ってやることも、助けてやることもできませんでした。私たち家族から大切な長男を、そして当たり前の幸せを奪った加害者たちを絶対に許すことはできません。長男が味わったのと同じ痛み、同じ苦しみを味わわ

せて殺してやりたいという気持ちでいっぱいでしたし、この気持ちは今でも消えることはありません。私と夫は二度と同じ事件が起きないために、加害者にも周りの人にも罪の重さをしっかりと知ってほしいと思い、裁判で厳重処罰を訴えました。長男が死んだのに、普通に生きている加害者たちが許せませんでした。長男の一生を奪ったのだから、加害者たちにも一生つらい人生を送ってほしいと思いましたし、絶対に幸せになってほしくありません。加害者たちは、刑が終わったらそれで罪がなくなるわけではありません。加害者たちには、一生自分の罪の重さを見つめ続けながら生きてほしいですし、一生長男の存在を忘れずに生きていくことが、長男と私たち家族への償いではないかと思っています。

私の家族は長男を失ったことで、それぞれ言葉では言い表せない感情を抱えてきましたが、周りの支えや協力によって少しずつ生活を取り戻していくことができたと感じます。私は当時もパートの仕事をしていたのですが、とても働ける状態ではなく辞めようと思いました。しかし、辞めると言った私に職場の人は、「戻れるまで待っているから」と言ってくれたのです。結局、私はこの職場の温かい言葉に助けられ、仕事を辞めることなく2か月休んだあとに復帰することができました。復帰したあとも職場が病院の中にあるため、救急車が病院に着くたびに事件のことを思い出し、落ち込んだりふさぎ込んだりする日々が続きましたが、そんな私をみんなが温かく見守ってくれました。

また、事件のあとは私の親やきょうだいがいつもそばにいてくれました。私は生きる気力もなく、食べることも眠ることもできず、長女や次男の世話をすることもできませんでした。次男は小学生だったので、まだまだ手のかかる時期で、長女も次男もそれぞれつらさを抱え、気持ちも不安定になっていたので、いつも以上に生活面でも精神面でも私の助けが必要だったと思います。でも私は自分のことすら満足にできない状態であり、食事の準備や掃除など、普段の生活全てを全くする気になれませんでした。そんなとき、私のそばで助けてくれたのが私の親やきょうだいでした。私の代わりに食事を作ったり、掃除をしたりしてくれて、私の家族を支えてくれました。また、ときには長男を思っ一緒に泣いたり、元気を出すために一緒に笑ってくれたりしました。

そして、子供たちにも助けてもらいました。当初、何をしても頭に長男のことが浮かび、自然と涙が出てきてしまっていたのですが、2人の子供の前では泣いてはいけないと思い、頑張っ泣かないようにしていました。しかし、トイレやお風呂、布団の中などで一人になるとやはり涙が出てしまい、こらえきれずに泣いてしまうときがありました。時々こんなふうに泣いている姿を子供たちに見られてしまうことがあったのですが、子供たちは黙って心配そうに私の肩をトントンと叩いてくれたり、わざと変な顔をしておどけてみたりしてくれました。この2人の子供がいなかったら、私は長男を失った悲しみから立ち直ることはできなかったはずですし、この2人の笑顔に支えられて今まで生きてきた気がします。2人の子供たちについても、それぞれが通う小学校と中学校で長男の事件が起きたことから、事件のあと学校生活が送れるかどうかと心配しました。しかし、学校の先生や優しい友達に支えられ、何事もなかったかのように通常の学校生活に戻ることができたのです。ここでもまた、周りの人に助けられ、感謝するばかりでした。

そして長男の友達にも支えてもらいました。長男は本当に友達が多く、みんなに好かれていました。毎年、命日には友達が来てくれます。私はそんな友達の成長した姿を長男と重ね合わせて、長男もこんなふうになっているのかなと想像してみたり、友達から私の知らない長男の一面を聞いて驚かされたりしています。

長男が二十歳になる年にとてもびっくりする出来事がありました。長男は15歳で亡くなったのですが、なんと長男の元に教育委員会から成人式のお知らせというはがきが届いたのです。同級生が参加する成人式に長男も是非参加してほしいという教育委員会の思いやりでした。私は夫と一緒に写真の中でほほえむ長男を連れて成人式に参加しました。成人式はスーツでびしっときめた男の子や、振り袖姿できらきらしている女の子であふれていて、私は長男が生きていたら今頃はスーツを

着て誇らしげに成人式に参加していたのだろうなと思いました。会場で長男の友達を探しましたが、最後まで友達に会うことはできませんでした。長男だけでなく、みんなにとっても記念すべき日なので、それぞれが楽しんでいるのだろうと思い、寂しい気持ちを抱えながらもそのまま家に戻りました。友達と一緒に祝うことも、遊ぶこともできない長男がかわいそうになりましたが、その分家でお祝いをしようと思い、お赤飯を炊いていると、突然「成人式が終わってすぐに来た」と言って、スーツ姿の友達が12人も家に来たのです。本当に予想していなかった訪問であり、長男が忘れられていなかったことに感激し、うれしくて涙が出てしまいました。友達はみんなスーツ姿のせいか、急に大人びて見え、私の中で長男はいつまでたっても15歳のままですが、もう子供ではないのだなと実感させられました。この日は思いがけず成人式に参加できただけでなく、多くの友達と一緒に成人のお祝いができ、最高に思い出に残る一日となりました。ただ、やはりみんなが帰ってしまうと、言いようのない寂しさとむなしさだけが残し、どうして長男だけがいないのだろうと現実に戻されたりもするのですが、いつまでも長男を忘れないでいてくれることはうれしく、友達の成長が私の支えになっているのです。

このように多くの人に支えられ、なんとかこれまで生きてくることができました。長男はいつでも私たち家族を見守っていてくれると信じていますし、私たち家族や友達一人一人の心の中でいつまでも生き続けていると確信しています。当時小学生だった次男が中学に入学するとき、「お兄ちゃんの制服を着る」と言ったのです。長男の制服はあちこちほつれていたり、背中がアイロンでテカテカになっていたりで、周りが真新しい制服を着る中恥ずかしいのではないかと思います。新しい制服を買うことを勧めたのですが、「この制服を着ていればお兄ちゃんが守ってくれるから」と言い、結局中学の3年間ずっと長男の制服を着て過ごしました。いつまでたっても長男は頼もしい兄であり、私の大切な子供なのです。

最後になりますが、今日はこの講演をお引き受けするにあたり、研修担当の方から行政手続で困ったことや、こんな対応をしてほしかったということをお話してほしいという御要望がありました。私たちの場合、事件後、葬儀会社の方で全ての手続をしていただいたので、市役所や区役所の窓口に行くことはありませんでした。ですから、市役所や区役所に何を求めれば良いのか、何を求められるのか分からなかったというのが正直なところです。ただ、私たちがもし当時事件直後に市役所の窓口に行って何かしら手続をしなければならなかったらと想像した時、長男の死を受け入れられない中、初めて会う職員の方に事情を話すことはとてもつらいことなので、事情は話さず必要な手続だけをしたかもしれません。ですから、対応してくださる職員の方には、窓口に来る人にはどんな背景があり、どんな困り事があるのかを考えて対応していただきたいと思います。

先ほども、市の教育委員会から成人式のはがきが届いたことをお話ししました。実は事件後の数年間、長男の命日には毎年教育委員会の方が自宅にお参りに来てくれていたのです。そして、成人式のはがきが事件から5年後の私たちの元に届いたのです。こういったことは私たち家族が教育委員会に求めたことではなく、教育委員会の方が長男や私たち家族のことを想って自主的に行ってくれていたことです。今は、私たちの方から教育委員会の方もお忙しいでしょうからとお断りして、命日に来てもらうことはなくなりましたが、そのときは教育委員会の方が毎年長男のことを忘れないでいてくれたことがとてもうれしかったのです。市役所の方、区役所の窓口業務の方も仕事によって対応する相手も異なると思いますが、こんなとき自分ならどう思うかを想像して、その人から申し出がなくてもその人に必要な情報を提供したり、その人が求めていることを考え、柔軟な対応をしていただきたいと思います。

また、市役所の方々は私たち市民の生活、暮らしに関わる仕事をされているので、事件の影響で私たち家族が生活上困ったことについても少しお話ししたいと思います。先ほど話したものと少し重なりますが、長男が入院しているときや亡くなったあとはとても仕事をする気にはなれず、2か月間仕事を休みました。当然その間給料はありません。それでも生活費はかかりますので、経済的な負担が大きかったです。また事件後、私たち家族は何も悪くないのに疎外感を感じ、孤独でした。知っている人に会いたくなくて、近くのスーパーに行くことすらできなくなりました。私の場合、この疎外感、孤独感が少し解消できたのは、ある方から紹介され、同じ境遇の人に会いにいき、話をすることができたからです。今の自分と同じような心を持っている人がいることを実感し、そのことが私を勇気づけ、つらさを共感して励まし合うことができたのです。これまで話したとおり、被害者家族にとって事件後に関わる様々な方の対応は、心情やそのあとの立ち直りに大きく影響します。このことを是非皆さんに知ってもらい、今後の仕事に役立てていただきたいと思います。以上で私の話を終わります。ありがとうございました。